恐れ乍ら追訴を以て御歎願申上げ奉り候

安藤伝蔵当分御預り所、甲州巨摩郡有野村・若尾村・若尾新田・下条東割村・下条南割村右五ヶ村惣代若尾村長百姓五兵衛外一人申上げ奉り候、私共五ヶ村の内下条南割村の外四ヶ村の義は、去る丑六月朔日より勧化の積を以て、東海道興津宿立て人馬の内、囲の分之れを引き、残り五分通り当分余荷助郷仰付けられ候、甲州遅沢村外四十二ヶ村の内にて、右御印状面に下条割村と御認め相成り居り候は、同郡の内に右村名之れ無く、下条南割村の義にも

之れ有るべく候やと恐れ乍ら存じ奉り候に付、同村とも五ヶ村一同惣代を以て村々の難渋の始末、去る丑九月中御歎願申上げ奉り候処、調べ中日延べに及び、同十二月中一と先ず帰村仰付けられ候に付、国許へ立ち戻り候処、村々役人共始め、小前末々に至るまで、右歎願の趣、御聞き済み相成り候様、銘々鎮守その外神仏へ祈誓致し、年内中は必ず御沙汰相成り候儀と、耕作等も打捨て置き、祈願のみ取掛り居り候義の処、年内中御沙汰相成らざる様にては、此上如何成行くべきやと一同気力を失い昼夜悲歎仕り候義にて、村々難渋の次第は委細先般申上げ奉り候通りの義にて、銘々釜無川・御勅使川通り大場の御普請所に之れ有り、近年諸色高直に相成り候に付、御入用にては中々引足り兼ね、年々弁金夥しく相掛り、その上右体川縁村々の義故、有野村は耕地過半川欠け、大石入り損地にて難渋の上、水下二十一ヶ村御高一万二千石余りの川除け堤水防相勤め、下条東割村・下条南割村・若尾村は村方五分通りより七分通り余の荒地之れ有り、若尾新田は御入国以来御取立ての新田にて、前々より百姓屋敷四千三百坪并に、諸役共御免許仰付けられ候程の義に付、別して

水災強く、当時村高の内生地の分、十分一にも引き足らざる程の儀にて、何れも諸拝借・三役御免除等の御仁恵を以て、取り続き罷在り、右村々損地の分丹誠を尽くし、聊か宛つ鍬入れ、起返し仕り候ても再び荒れ、再々荒れ等に相成り、其上地震・病難・風災等の災害引続き、極難の村々にて、別して有野村の義は村内に徳島用水、水配御普請役など御詰所之れ有り、右御詰所の夫役をも相勤め、定式御普請人足のみにても年々一万二三千人宛つも相掛り候義、外村々とても御普請并に水防の人足等、村高不相応に相掛り、其上五ヵ村の義は、往古は駿州より信州への脇往還にて、右往還荊沢宿より若尾村へ継立て、夫より台ヶ原宿へ継送り致し来り候由にて、今以て出水川支えの節、急御用の義は右両宿より若尾村へ向け人馬継立て候に付、組合助合いを以て御継立て取斗らい候義にて、他へ新規助郷等相勤めるべき様御座無く、殊に東海道興津宿迄は往き返り六十里余之れ有り候上、川々沢々多く旁正人馬勤め出来難きは勿論、元来困窮の村々、買上げ勤めは尚以て出来き兼ね、右助郷御免除相成らざる様にては御普請仕立ては

勿論、御田地守護相成り難く、御年貢御上納を始め、数口の拝借物返納仕りべき様御座無く、之れに加え川欠無地高返納、其外年々田畑毛附け五分以上の水旱損、不熟等にて潰れ退転は眼前の義と、村中一同悲歎心痛の余り、恐れ多きも顧みず、尚亦出府此段歎願奉り候。何卒前件の始末逸々御憐察成し下され興津宿立て人馬余荷助郷御免除成し下し置かれ候様、偏に願上げ奉り候。

右願いの通り御聞き済み成し下し置かれ候はば、五ヶ村のもの共一同挙て蘇生の思いの為、現存のものは勿論子々孫々に至まで申し伝え、莫大の御仁恵と冥加至極有難き仕合せに存じ奉り候。以上

慶応二寅年二月

安藤伝蔵当分御預所

甲州巨摩郡

有野村

若尾村

若尾新田

下条東割村
下条南割村
右五ヶ村惣代
若尾村
長百姓　五兵衛
下条東割村
同　栄　助
道中
御奉行所様